

## 第五次男女平等推進計画の評価方法の見直しの方向性について(案)

### 1 主管課長ヒアリングについて

#### <課題>

男女平等推進計画の進捗状況評価のために、課長ヒアリングを複数回の日程で実施している。全庁的に計画評価に要する事務負担の軽減が課題となっている中で、特に男女平等推進計画は他計画に比して事務負担が大きいため、簡素化が必要。

#### <方向性>

複数回の日程で実施していたヒアリングを 1 回で、関係課長全員を集めて実施する。

### 2 審議会の回数について

#### <課題>

計画策定等のない年は 4 回、計画策定の年は 8 回実施しているが、他の計画の審議会は 3 回程度。より効率的な運営が必要。

#### <方向性>

計画策定等の特別な諮問事項がない年は、年 3 回とする。

#### 【令和 7 年度の例】

| 回     | 内容                  |
|-------|---------------------|
| 第 1 回 | 庁内調査報告+取組事項についての意見  |
| 第 2 回 | 各課ヒアリング+男女平等の視点での意見 |
| 第 3 回 | 答申まとめ               |

### 3 評価の対象とする事業について

#### <課題>

限られた時間で全事業を評価することは困難であり、評価のための審議が広く薄いものになってしまう。他市や他課の事例では、評価する事業を重要なものに限るなどの工夫をしている例が多い。より効果的な評価の方法を検討する必要がある。

#### <方向性>

審議会として評価を行うものを、重点施策に指定している 10 施策（38 事業）とする。限られた審議の時間を重要な施策の評価に集中することで、効果的な進捗管理をすることができる。

第 2 回 資 料 3  
令和 6 年 11 月 1 日  
男女平等推進審議会

【評価対象とする 10 重点施策】

| 基本<br>目標 | 基本施策                   | 重点施策                         | 事業                                                                                                                                                                                                 |
|----------|------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I        | 1 男女平等の意識づくり           | (1)男女平等の意識啓発                 | 1男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催<br>2男女共同参画週間事業の実施<br>3国際的理解を深めるための取組み<br>4図書館における情報提供<br>5男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知                                                                                             |
|          | 3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり   | (1)性の多様性に関する理解の促進            | 13多様な性に関する情報発信及び啓発<br>14人権週間における取組み<br>15性の多様性の理解に向けた取組み<br>16男女平等教育の推進（事業 8 再掲）<br>17人権教育の充実を図る研修の実施（事業 9 再掲）                                                                                     |
| II       | 1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発   | (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 | 18ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施                                                                                                                                                                   |
|          | 3 子育て及び介護支援の充実         | (1)子育て支援施策の充実                | 28子育て支援施設の整備<br>29子育て支援施設のサービスの充実<br>30地域の子育て力向上・子育て支援者の育成及び子育てに関する心身の負担の軽減<br>31子ども家庭支援センター事業の機能の充実<br>32病児・病後児保育の拡充<br>33保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備<br>34児童施設の機能の充実<br>35障害児の放課後対策の充実 |
|          | 4 あらゆる分野における女性活躍の推進    | (1)政策・方針決定の場への女性の参画促進        | 40 市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上<br>41女性職員の活躍の推進<br>42女性教員の管理職試験受験の推奨                                                                                                                                    |
| III      | 1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援 | (2)相談事業の充実                   | 51女性相談窓口の実施<br>52配偶者暴力に関する相談体制の整備<br>53配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障<br>54配偶者暴力に関する相談窓口の周知<br>55男性のための相談に関する情報提供<br>56相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり<br>57被害者の安全の確保<br>58被害者情報の保護                                    |
|          | 3 困難な問題を抱える女性への支援      | (2)推進体制の整備                   | 72困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の整備<br>73女性相談支援員に対する研修の充実                                                                                                                                                   |
|          | 4 多様な人々の暮らしに向けた支援      | (1)ひとり親家庭等への支援               | 74ひとり親家庭の自立促進計画の見直し<br>75ひとり親家庭への経済的支援<br>76ひとり親家庭等への自立支援<br>77ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援                                                                                                                |
|          | 5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進   | (2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発    | 91リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発<br>92発達の段階や子どもの実態に応じた性に関する指導の実施（事業11再掲）                                                                                                                              |
| IV       | 1 計画推進体制の整備・強化         | (4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実    | 100男女平等推進センター「ヒューマンあい」の101機能充実<br>講座修了者のフォローアップ支援                                                                                                                                                  |

#### 4 評価の段階について

##### <課題>

「事業」を各主管課が A B C D の 4 段階（表 1－①）で自己評価をしているが、A の「順調または目標達成」と、B の「概ね順調だが、さらに工夫が必要」などの違いが分かりにくい。また、「完了」や「検討中」などの評価区分がない。

##### <方向性>

「事業」についての主管課の自己評価は、市の最上位計画である長期計画と同様の 6 段階区分とし、記号も長期計画と同じ「○△□×◎ー」を用いる（表 1－②）。

審議会による評価については現在の 4 段階の考え方は変えないが、主管課の評価記号が「○△□×◎ー」の図形記号になるため、これとの混同を避けるため、A B C D を使用する（表 2）。

【表 1－① 主管課による「事業」の自己評価～現状～】

| 記号 | 区分              |
|----|-----------------|
| A  | 順調または目標達成       |
| B  | 概ね順調だが、さらに工夫が必要 |
| C  | 検討が必要           |
| D  | 実施せず            |

【表 1－② 主管課による「事業」の自己評価～変更後～】

| 記号 | 区分           | 説明                                                        |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------|
| ○  | 予定どおり進捗あり    | 対外的に進捗状況が説明できる状況にあること。また、前回報告時と同内容を引き続き実施している状況のこと。       |
| △  | 進捗あるが遅れ・課題あり | 事業は進めているが、課題等があり、事業に遅れが生じている状況にあること。                      |
| □  | 検討中          | 事業実施に向けた調査・打ち合わせ、会議等の実績があること。※担当者の中で考えているだけの場合は、「×」の進捗なし。 |
| ×  | 進捗なし         | 実施予定であったが、何も実施できていない状況のこと。                                |
| ◎  | 完了           | 報告時点で、事業が完了している状況のこと。                                     |
| ー  | 中止           | 計画当初予定していた事業が、何らかの理由で中止となった状況のこと。                         |

【表 2 審議会による「施策」の評価～変更前後～）】

| 記号  |     | 区分      | 説明                      |
|-----|-----|---------|-------------------------|
| 変更前 | 変更後 |         |                         |
| ◎   | A   | 順調である   | 効果的な取組みができている場合         |
| ○   | B   | 概ね順調である | 全体的に推進が図られている場合         |
| △   | C   | 課題がある   | ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合 |
| ×   | D   | 不十分である  | 事業に取り組めていない、成果がない場合     |

## 5 各事業の毎年度の予定について

### <課題>

各事業について各課で毎年度予定を立てているが、記載や取り纏めに事務負担がかかる割に、毎年度同じ内容で実施する事業も多く、簡素化・効率化が課題である。他の計画では、計画期間に実施することは計画に記載されているとして、毎年度の予定は記載せず、実績を報告することで進捗管理をしているものもある。

### <方向性>

各課で毎年度事業予定を立てることはやめる。その一方で、各課には毎年度の推進状況がより詳しく分かるような記載をすることを求め、審議会が評価や議論をする際の資料として充実を図る。